

電子投票の普及のための法的基盤整備に関する比較法制度的研究

湯 浅 壘 道 九州国際大学法学部准教授

1 本研究の目的及び研究手法

本研究は、ユビキタス社会において電子投票を普及させるために必要とされる法制度の整備を目的とし、電子投票法制・選挙管理実務の比較法制度的研究を行うことにより、わが国において今後電子投票の普及を図る際に、公正・適切に選挙が実施できるような法的基盤整備に係る提言を行おうとするものである。

このため、本研究においては電子投票の実施状況において先行する諸国のうち、特にアメリカ及び韓国における電子投票法制の比較研究を行った。

2 電子投票の意義

2-1 電子投票とは何か

電子投票とは、従来は自書式または記号式で投票用紙に投票を記録していたところを、投票を電磁的に記録し、当該電磁的投票記録を用いて開票作業を行うものである。2005 年末の時点で、部分的に導入されている国も含め、世界の約 40 カ国で電子投票が採用されている。

インターネット投票と電子投票とは混同されやすく、インターネット投票と電子投票とを同一視する見解もある。たとえば、ハーバード大学ケネディ行政大学院のピッパ・ノリスは、電子投票を「インターネットを介してセキュアかつ秘密に選挙で選ばれる官職に投票すること」と定義している¹。日本においても、「投票だけをコンピュータを実施しただけで電子民主主義と呼ぶにはあまりに情けない。電子投票というためにはオンラインでの投票を認めるべきである」²という指摘がある。

しかし、投票の記録を電磁的に作成するかどうかの問題と、投票の記録を遠隔地で作成してオンラインで送受信するかどうかの問題とは、区別して考えるべきであろう。というのは、遠隔地で作成された投票の記録を電気通信回路によって送受信した例は、これまでも存在するからである。

たとえば、世界初のインターネット投票として、1997 年にミール宇宙ステーションに滞在中であったアメリカのデビッド・ウォルフ宇宙飛行士が、テキサス州の特例法の規定によって電子メールで投票した例が挙げられることがある³。しかし、ウォルフ飛行士の電子投票は、投票を電子メールで宇宙から送信しただけであって、投票記録自体を電磁的に作成してそれを送受信し、当該の電磁的記録を開票に使用したわけではなかった。

狭義の電子投票は、選挙人が投票を行う際に投票用紙を用いず、タッチパネル式スクリーン、プッシュボタン等を用いて選挙人の投票方向を直接電子的媒体に電磁的に記録する直接記録方式(Direct Recording Electronic Voting = DRE)方式をさす。このような方法で投票を記録する電子投票機は一般に DRE 方式電子投票機とよばれ、「機械式または電子光学的装置により示され投票者が作動させることができる投票の表示を記録するものであって、データをコンピュータ・プログラムにより処理し、投票データおよび投票用紙の画像を内部のメモリ装置に記録するもの」であり、「ハードコピー形式による投票データの一覧表を作成するか、リムーバブル・メモリ装置に保存するもの」のことをいう⁴。

一方、広義の電子投票には、マークシート方式投票用紙に記されたマークを光学式読み取り器で電磁的記

¹ Pippa Noris, *E-Voting as the Magic Ballot?*, paper for the Workshop on 'E-voting and the European Parliamentary Elections' Robert Schuman Centre for Advanced Studies, Villa La Fonte, EUI 10-11th May 2002.

² 松井茂記『インターネットの憲法学』(岩波書店、2002 年) 333 頁。

³ テキサス州議会は、第 75 会期(1997 年)、11 月 4 日に施行される選挙にウォルフ飛行士が投票できるようにするため、電子メール投票を許容する特別法を制定した。H.B. 841, 75th Leg. (Tx 1997). 同法は 97 年 9 月 1 日に発効した。

⁴ FEDERAL ELECTION COMMISSION, 1990 VOTING SYSTEMS STANDARDS 3 (1990).

録に変換する方式なども含まれる。

電磁的に作成された投票記録をコンピュータ・ネットワークを介して送受信すると「インターネット投票」に該当することになるが、一般的にわが国では、自治省（当時）が設置した「電子機器利用による選挙システム研究会」による 2000 年 8 月の中間報告⁵の整理に依拠することが多い（研究会の報告書は、1999 年 12 月にクリントン大統領が NSF に命じてインターネット投票の研究を行わせた結果⁶に、整理の方法、結論ともに酷似している）。

中間報告は、諸外国における電子投票の動向をふまえ、電子投票を、第 1 段階：選挙人が指定された投票所において電子投票機を用いて投票する段階、第 2 段階：指定された投票所以外の投票所においても投票できる段階、第 3 段階：投票所での投票を義務づけず個人の所有するコンピュータ端末を用いて投票する段階と分類している。これによれば、いわゆるインターネット投票として一般的に観念されている段階は、第 3 段階に該当するであろう。

2-2 DRE 方式電子投票機の問題点と VVPAT

DRE 方式電子投票機では、その特性上、自己の投票方向が正確に電磁的に記録されたかどうかを有権者が通常の知覚によって可視的な方法で確認することはできない。

このためアメリカでは、投票の電磁的記録を作成する際に、プリンターによって投票方向等を印字して紙による電磁的投票記録の複製を作成することにより、有権者が自己の投票方向が正確に記録されているかどうかを確認できるようにすると共に、電子投票の障害や故障等により正確な記録が作成されたのか疑わしい場合には、当該の紙による記録を参照して票の再計算を行うことができるようにするべきだという議論が高まってきた。

このような紙による記録を、投票確認用監査証跡紙(VVPAT = Voter Verified Paper Audit Trail)とか、アクセス可能な投票確認用監査証跡紙(AVVPAT = Accessible Voter Verified Paper Audit Trail)という。

3 韓国の電子投票

3-1 韓国における電子投票導入の経緯

1997 年 7 月にタイで始まった通貨下落に端を発するアジア各国の急激な通貨下落（アジア通貨危機）は、東アジア、東南アジア各国の経済に大きな影響を与えたが、韓国は、タイ、インドネシアと並んで通貨危機によって経済に大打撃を受けた。1997 年 11 月末には韓国の経済はデフォルト寸前の状態にまで悪化し、12 月には韓国政府は IMF(国際通貨基金)側の提示した条件を受け入れ、IMF からの融資を受けることになった。この間の経済危機は、韓国では「IMF 危機」とよばれている。

しかし、韓国経済は IMF 危機から急速に立ち直った。その原動力となったのが一連の韓国の IT 政策であり⁷、その一環として電子政府の実現も強力に推進されることになった⁸。

韓国政府は、1999 年に「サイバーコリア 21 計画」⁹を公表し、創造的知識基盤国家の建設をめざして、11

⁵ 電子機器利用による選挙システム研究会『中間報告』（2000 年）。

<http://www.soumu.go.jp/news/pdf/densi.pdf>.

⁶ Internet Policy Institute, *Report of the National Workshop on Internet Voting: Issues and Research Agenda*. <http://files.findlaw.com/news.findlaw.com/hdocs/docs/election2000/nsfe-voterprt.pdf>

⁷ 韓国の IT 政策についての文献は多いが、さしあたり韓国 IT 研究会編『なぜ日本は韓国に先を越されたか』（日刊工業新聞社、2001 年）、若菜金一郎『e-Japan 戦略の敗北：韓国 e-Democracy の検証』（新風舎、2006 年）、河信基『韓国 IT 革命の勝利』（宝島社、2000 年）、趙炳澤、井川一宏編著『韓・日 FTA と韓国 IT 産業』（神戸大学経済経営研究所、2006 年）などを参照。

⁸ 韓国の電子政府については、さしあたり平間靖英「トラブルを乗り越えて発展する韓国の電子政府」行政&ADP42 巻 6 号（2006 年）34 頁以下、申龍徹「韓国の電子政府政策の過去と現在」自治総研 31 巻 10 号（2005 年）21 頁以下、桐谷圭介「情報流通—世界の潮流 情報社会実現に向けた韓国政府の取り組み」NTT 技術ジャーナル 16 巻 1 号（2004 年）70 頁以下、趙泰濟「韓国の電子政府法」ノモス 13 号（2002 年）425 頁以下、高永三「韓国の電子政府(3) 民主型電子政府への革新」行政&ADP38 巻 9 号（2002 年）14 頁以下、「翻訳・解説 韓国の電子政府実現のための行政業務等の電子化促進に関する法律解説」外国の立法 213 号（2002 年）133 頁以下などを参照。

⁹ <http://www.ipc.go.kr/ipckor/etc/cyberkorea21.html>

のプロジェクト¹⁰を推進すると発表した。そして、2002 年末に韓国政府は「e-コリア・ビジョン 2006」¹¹を策定した。これは、韓国が今後 5 年間で高度情報化の推進を通じて 21 世紀のグローバルなリーダーとなるために取るべき方策を示したものとされているが、その中の「情報国家の推進」の章において、市民の電子的な手段による政策決定過程への参加を促進することが掲げられ、その具体的な手段として電子投票を実現することが明記された¹²。これをうけて、電子投票の実現に向けて検討が進められることになったのである。

韓国では、投票・開票のコンピュータ化を目的として、中央選挙管理委員会が 1998 年にボタン式の電子投票機を開発し、2001 年にはタッチスクリーン型に改良した。しかし、当時は選挙に電子機器を使用することに対する不信感が強く、政党間にも意見対立があったため、実用化に至らなかった。しかし、前述の「e-コリア・ビジョン 2006」の中に電子投票の実現が明記されたこともあり、中央選挙管理委員会において電子投票システムの開発が進められた。

中央選挙管理委員会は、電子投票システムの開発にあたり、世界各国の先行事例を視察・研究し、民間のベンダーが開発した電子投票システムを採用するのではなく、電子投票機等の本体、必要となるプログラム類、データ送受信の際に用いる暗号などを原則として独自に開発するという方針を採用した。これは、各国の事例を研究した結果、いずれの国のシステムにも何らかの問題を抱えており、一長一短であることがわかったので、韓国において全国一斉に電子投票を実施するために必要とされる要件を満たしていないと判断したためであるという。

韓国における電子投票実現のロードマップは、次の通りである。

2005 年	6 月	試作システム開発完了
	12 月	電子投票システム開発完了
2006 年	12 月	総括技術開発完了
		投票所内における模擬電子投票の実施 委託選挙（政党党首選挙など）における電子投票の実施
2007 年		有権者がどこの投票所でも投票できる段階の模擬投票・実験投票の実施
		委託選挙（政党党首選挙など）に加え、補欠選挙・再選挙において電子投票の実施
2008 年		国会議員総選挙において電子投票を実施
		海外不在者投票をインターネット投票により実施
2012 年		インターネット投票を全国的に実現
		在宅インターネット投票、投票所の紙投票・電子投票の並行実施

3-2 韓国の電子投票システムの構成

2008 年の国会議員総選挙で使用される韓国の電子投票システムは、統合有権者データベース、電子本人認証機及び本人認証システム、電子投票機（投票記録印字プリンタを含む）、電子開票システム、電子検票システム、海外在住者用のインターネット投票システムから構成される。以下に、それぞれについて簡潔に解説することにする。

1) 統合有権者データベース

2008 年に導入が予定されている韓国の電子投票においては、有権者は全国のどこにある投票所においても

¹⁰ 政府 e-サービス・センター (G4C) の創設、電子調達、在宅税務サービス、統合社会保険、地方政府情報システム、教育管理情報システム、職員管理支援システム、統合政府財政情報、電子文書化、電子署名と電子印章、行政情報システム統合が挙げられている。前注9参照。

¹¹ http://www.ipc.go.kr/ipceng/public/public_view.jsp?num=2007&fn=&req=&pgno=4

¹² Ministry of Information and Communication, Republic of Korea, *e-Korea Vision 2006*, at 40-41 (2002).

自分が属する選挙区の投票を行うことができるようになる。投票所も大幅に増設し、地下鉄の駅や百貨店の中にも移動投票所を設置する予定である。

有権者が全国のどの投票所においても投票できるようにするため、韓国の電子投票システムでは、全国の投票所にどの選挙区の有権者が来訪しても本人認証を行うことが可能となっている。しかし、全国の有権者名簿をすべての投票所に備えて手作業による本人認証作業を実施すると、本人確認作業がすこぶる煩雑となることが予想されるため、韓国の電子投票においては、本人確認も各投票所に設置された電子本人認証機を使用して行うことになった。

中央選挙管理委員会は、各投票所における全選挙区の本人認証を実現するため、全国すべての選挙区の有権者名簿を統合した統合有権者データベースを作成し、管理する。

不在者投票（期日前投票）の場合には、電子本人認証機と中央選挙管理委員会のサーバに蔵置された有権者データベースを専用線で接続し、電子本人認証機は有権者データベースに照会して本人認証を行う。選挙当日は有権者データベースへの接続は行わず、あらかじめ各電子本人認証機の内部に有権者データベースのデータを保存しておき、それを使用する。

有権者の側からみると、不在者投票（期日前投票）と投票日の投票とは全く同じ方法で行うことになり、使用する電子投票機器類も同じである。また、不在者投票（期日前投票）の場合にも、全国どこの不在者投票所（期日前投票所）においても投票ができるようになっており、投票日の場合と変わりはない

2) 電子本人認証システム

電子本人認証機は、ID カード・スキャナ、指紋リーダー、投票カード発給機の各部分により構成される。電子本人認証機の機能として、電子的に有権者の本人確認を行うことによる有権者の利便性の向上、同一有権者の複数投票の防止、本人以外の者によるなりすまし投票の防止が挙げられている。具体的な電子本人認証機の使用方法は後述する。

本人認証が終わった有権者には、IC チップを内蔵した投票カードが発給される。投票カードを使用する理由は、投票資格のない者が電子投票機を操作して投票することを妨げることにあり、本人認証処理が行われた正しい投票カードを電子投票機に挿入しないと電子投票機は使用できない。また、投票カードには有権者の選挙区情報（当該の選挙区から立候補する候補者データなど）だけが暗号化して記録され、この記録は投票カードを電子投票機に挿入した際に電子投票機にコピーされる。投票が終了すると、投票カードからは選挙区情報がただちに削除される。

3) 電子投票機

韓国の電子投票機はタッチスクリーン式で、投票所内ではすべてスタンドアロンで運用する。スタンドアロン方式を採用した理由は、ネットワークを経由したハッキング行為を防ぐと共に、投票所内でクライアント・サーバ方式を採用した場合にはシステムダウン等が発生したときに投票所内のすべての電子投票機が使用不可能になる恐れがあるからだという。

実際の電子投票機の使用方法については後述する。

すでに述べたように、韓国の電子投票では全国の投票所で投票することが可能となる。たとえば、ソウル市の市民が所用やレジャーで出かけた先のプサン市の投票所で投票することが可能である。しかし、このような投票を可能とするには、プサン市の投票所で本人確認を行うだけでは不十分で、ソウル市の自分の選挙区の投票用紙がプサン市の投票所に置かれていなければ、プサン市では投票できないことになる。そのため投票用紙を事前にプサン市に送っておくが必要になるが、韓国の電子投票ではこれを電子的に実現し、全国の電子投票機に全選挙区のデータを内蔵させている。

その際、選挙区データに対するハッキングを防止するために、有権者が投票するたびに投票用紙データを送受信するのではなく、選挙の前にあらかじめ電子投票機に全国の選挙区の投票用紙データを保存する。この作業は選挙の前に行い、ネットワークを利用して行うことはしないので、ハッキングは不可能である。また、投票所には監視員を配置し、投票所で電子投票機に細工されることを防ぐ。

電子投票機には、すべてプリンタを装備し、有権者の投票記録を印刷するようになっている。このような投票記録の印刷機能は、アメリカのカリフォルニア州などで電子投票機に実装することが義務づけられている VVPAT¹³ に似た仕組みであるが、VVPAT との相違点は、VVPAT が一般にロール紙に連続して投票記録を印刷するのに対し、韓国の電子投票機のプリンタはロール状の記録用紙にランダムに印刷する機能を装備しているところである。これは、アメリカの VVPAT のように連続して印刷すると、VVPAT の記録用紙を巻き戻し有

¹³ VVPAT については、拙稿「アメリカにおける電子投票の近時の動向」九州国際大学法学論集 11 巻 1・2・3 合併号（2005 年）23 頁以下を参照。

権者の投票順序と照らし合わせることによって誰が誰に投票したか分かってしまう危険性があるので、その危険を排除するためにロール状の記録用紙にランダムに記録する機能を搭載したという。

プリンタにセットされるロール状の記録用紙は、VHS ビデオカセットの技術を応用したカセットの中に収められており、カセットの中から取り出すことはできず、カセットごとプリンタに装着する。このようなカセット型の記録用紙を採用した理由は、記録用紙のすり替え、正規のプリンタ以外を使った印字の捏造などの不正行為を防ぐためであるという。

4) 電子開票システム

各投票所では電子投票機から抜き取られた USB メモリは、開票所に運び、開票所に設置されているコンピュータに挿入する。このコンピュータは特別なものではなく、民生用の通常のパソコンを使用する。

USB メモリは開票所まで手で運ぶことになるが、前述したように USB メモリに保存した投票データは暗号化されているので、万が一運搬途中で USB メモリを奪取されたとしても、簡単に USB メモリに保存されているデータを復号化することはできない。また、何者かが真性の投票データではない不正データを保存した USB メモリと正規の USB メモリとを差し替えたとしても、USB メモリのデータを開票する際、中央選挙管理委員会が開発した暗号により暗号化して保存されていないデータは正常な投票記録として認識されない。このため、事実上、不正データを保存した USB メモリと正規の USB メモリを差し替えることによって票の違法な書き換えや偽造を行うことは、きわめて困難である。

開票所のコンピュータは、各投票所で保存された投票データを、専用線を介して中央選挙管理委員会の集計専用サーバに送信する。その際も、データは暗号化して送信される。データを受信した集計専用サーバは選挙区ごとに票の集計を行う。投票データの送付から集計にいたる過程は、すべてプログラムにより自動化されているという。

5) 電子検票システム

電子開票機によって集計された開票結果について、候補者や政党から異議が出た場合には、検票 (inspection) が行われる。

検票には、電子投票機によって投票を記録した際に印字された記録用紙が使用される。すでに述べたように、記録用紙にはバーコードも印刷してあるため、記録用紙に印字されている記録はバーコード・リーダーによって読み取ることができる。このため、記録用紙による検票時間は、目視によって記録用紙を確認する場合と比べて大幅に短縮されるという。

3-3 実際の投票の手順

有権者が実際に投票所で投票する場合の手順は、次の通りである。

1) 本人確認

有権者が投票所に赴く際は、住民登録カード¹⁴（または IC 運転免許証カード）を持参し、電子本人認証機の ID カード・スキャナにセットする。

電子本人認証機は住民登録カードのデータを読み取り、氏名、住民登録番号、登録されてある指紋などを表示する。電子本人認証機には指紋リーダーが備えられており、有権者はリーダーに指を触れてリーダーに指紋を読み取らせる。リーダーから読み取った指紋と住民登録カードに登録している指紋が一致するかどうかをチェックすることによって、住民登録カードを持参した者が本人であるかどうかの認証を行うことができるようになっている。

指にケガをしていたりして指紋を指紋リーダーから読み取ることができない場合は、タッチペンで署名し、署名のイメージを住民登録カードの署名と照合することにより本人認証を行う。

2) 投票

前述したように、本人認証が終わった有権者には、IC チップを内蔵した投票カードが発給され、投票カードを電子投票機に挿入しないと電子投票機は使用できない。

投票カードを挿入すると、投票選択画面が表示される。投票はタッチスクリーン方式で行う。候補者が多い場合には 1 画面に全員を表示できなくなる恐れがあるが、この場合の表示順序についてはあらかじめ規則で定めてあるとのことである。

また、投票の方法などは音声でも案内されるようになっており、視覚障害者にも対応している。

選択を誤ったりした場合には訂正ができるが、最終的に有権者が投票を確定すると、電子投票機にセット

¹⁴ 韓国では国民ひとりひとりに固有番号が付されており、顔写真と指紋入りの住民登録カードを常時携帯しなければならないことになっている。

されているプリンタがロール紙に有権者の投票方向（政党、候補者等）の記録とバーコードを印字する。プリンタには透明プラスチックの窓がついており、有権者は自分の投票が正しく印字されているかどうかを確認できる。

有権者の投票記録は、電子投票機のハードディスクではなく、電子投票機に挿入した USB¹⁵メモリ¹⁶に直接記録する。USB メモリは 2 本挿入し、1 本を正本、2 本は複本として、万が一正常に記録されなかった場合に備えている。

USB メモリに投票データを記録する際には、高度に暗号化して記録する。この暗号は中央選挙管理委員会が独自に開発したもので、何者かに USB メモリが盗まれたとしても中のデータを簡単には復号できず、投票データの偽造・すり替えも困難である。

以上のような手順で電子投票が行われるが、2008 年国政選挙においては、紙の投票用紙による投票を希望する有権者に対しては、従来型の投票用紙による投票を認める予定である。

従来型の紙の投票用紙を残すことで、開票手続が複雑化し、コストも増える恐れがあるが、電子機器によって投票することに対する不信感を完全に拭うことに成功していない現状では、やむをえないという¹⁷。

4) USB メモリの回収

投票がすべて終了すると、投票所の職員が USB メモリを電子投票機から回収する。USB スロットには蓋がついており、正規の権限を有する職員が専用カードを挿入しないと、USB スロットの蓋は開かないようになっている。

回収した USB メモリに保存されているデータは、開票所から専用線を介して中央選挙管理委員会の集計専用サーバに送信される。

4 アメリカの電子投票法—連邦法

4-1 HAVA の制定

2000 年大統領選の開票の混乱が終結した後、連邦議会は、大統領選の混乱の原因は投票制度に関する全米の統一的な手続ガイドラインが存在しないことにありと見做し、ガイドラインの制定に着手することになった。作業には 2 年近くを要し、Help America Vote Act of 2002 (HAVA)¹⁸が 2002 年 10 月 16 日に制定され、29 日にブッシュ大統領によって署名されて発効した。

HAVA の主な内容は、パンチカード式投票やレバー式投票を連邦法の定める基準に合致する投票装置に置き換えるための予算を州に交付すること（ここでいう州とは、連邦の直轄地であるコロンビア特別区、プエルトリコ、グアム、米領サモア及び米領ヴァージン諸島の各准州を含む¹⁹）、連邦選挙支援委員会 (Election Assistance Commission) の創設と連邦司法省および連邦選挙管理委員会 (FEC) からの権限の移管、州および郡以下の自治体の選挙事務に係る最低限の基準の制定である。HAVA に基づき連邦から州には補助金が交付され、有権者への教育、投票装置と開票・集計装置の置き換え、選挙の不正等を有権者が通報するための通話料無料ホットラインの設置、英語を解さない有権者への支援などへの支出が認められる。

基準の制定は、HAVA の大きな目的であり、「統一的かつ差別的でない選挙の技術および選挙実施要件」を定めることになっている。その大要は、次の通りである。

- 投票者に対して、投票が実際に行われて計票される前に、非公開の場所において自力で投票を変更

¹⁵ Universal Serial Bus の略で、パソコンに周辺機器を接続するためのインターフェイス規格の一つ。従来のパソコンで周辺機器を接続するために使用されていたシリアル、パラレル、PS/2 の各ポートに代わるものとして、インテル、マイクロソフト、IBM 等が中心となって策定された。現在、最も広く使われるインターフェイスとなっている。

¹⁶ USB メモリとは、USB でパソコンに接続して利用する読み書き可能なフラッシュメモリのことをいう。磁気ディスクではなく半導体に記録するが、記録した内容は電源を切っても消えない。

¹⁷ 金団長の解説によれば、韓国では、歴代の選挙過程において不正があり、2002 年大統領選挙の際にも投票の不正が指摘された。選挙の投票に対して信頼が得られるようになってきたのはこの 10 年ぐらいのことで、ようやく開票過程における不正行為がなくなってきたという。一方で韓国では、選挙における電子機器の使用は不正操作を招きやすいという印象を持っている人も多く、たとえば 1992 年の大統領選挙では金大中候補が落選したが、このときに票の集計をコンピュータで行ったため、金大中候補の支持者からはコンピュータで不正集計を行ったと非難されたという。

¹⁸ 42 U.S.C. 15301 to 15545, Pub. L. No. 107-252, 116 STAT 1666 (2002).

¹⁹ Id., at §901.

したり投票の間違いを確認して訂正したりする機会を与えなければならない²⁰。

- 投票システムは、検証のための記録を残すようにしなければならない²¹。
- 各投票所に最低 1 台の視覚障害者用の DRE 方式電子投票機またはその他の投票機器を設置しなければならない²²。
- 1965 年投票権法の要件に基づき、投票システムは、英語以外の代替言語によるアクセスが可能となるようにしなければならない²³。
- 投票システムの計票時の誤差は、連邦選挙委員会（FEC）が Voting System Standards で定める誤差率をこえてはならない²⁴。

4-2 HAVA における物理的監査証跡の規定

HAVA は、前述したように投票システムに検証のための記録を残すことを求めており、大統領選挙、連邦上下両院選挙などの連邦官職の選挙に使用する投票システムは、紙の記録を作成しなければならないとしている。

HAVA においては、次のように関連する規定がおかれている。

Section 301²⁵ 投票システム基準

(a) 要件

連邦官職の選挙に使用する各投票システムは、次に定める要件を満たさなければならない。

(1) 総則

(略)

(2) 監査能力

(A) 総則

投票システムは、当該投票システムに対する監査(manual audit)に耐える記録を作成しなければならない。

(B) 手作業による監査

(i) 投票システムは、当該投票システムに対する手作業の監査に耐える恒久的な紙の記録を作成しなければならない。

(ii) 投票システムは、恒久的な紙の記録が作成される前に、投票者に対して投票の変更又は訂正を行う機会を与えなければならない。

(iii) 本条(A)に基づき作成される紙の記録は、当該投票システムが使用された選挙に関するいかなる得票再集計においても公的な記録として使用することが可能となるものでなければならない。

HAVA の要件は、「当該投票システムに対する手作業の監査に耐える恒久的な紙の記録」作成を求めているが、1 票ごとの投票に対する監査に耐える記録の印字を定めているわけではない。また、HAVA の要件の中には「voter verified」という文言はない。つまり、HAVA では投票した有権者が自己の投票方向が確実に記録されたかどうかを確認できるようにすることまでは求めている点で、後述する州法における VVPAT の規定とは大きく異なるものとなっている。

なお、連邦議会においては VVPAT の導入を求める HAVA 改正案がこれまで数度提出されているが、いずれも可決されていない。下院では、第 108 議会に HR2239、第 109 議会に HR278、HR533、HR550、HR704 および HR939 の各法案が提出されたが、反対多数で否決されている。特にラッシュ・ホルト議員（民主党）が提案した HR550 法案は、「投票者の秘密とアクセス性の増進に関する法律(Voter Confidence and Increased Accessibility Act of 2005)」と名付けられ、(1)有権者による確認と監査証跡紙の発行を義務づけ、監査証跡紙の抜き取り検査を行う、(2)障害を持つ有権者のアクセス性を向上させ、電子投票において最終的に投票を確定する前の

²⁰ Id, at § 301 (a) (1) (A).

²¹ Id, at § 301 (a) (2).

²² Id, at § 301 (a) (3).

²³ Id, at § 301 (a) (4).

²⁴ Id, at § 301 (a) (5).

²⁵ Codified as 42 USC 15481.

確認手順を強化する、という内容を骨子としていた。ロバート・グラハム上院議員（民主党）もこれに呼応する法案(S. 1980)を上院に提出した。両法案には民主党議員の多くが賛成し、下院では 200 名以上の賛成を得たものの²⁶、共和党議員の反対が多く可決に至らなかった。

4-3 NIST 報告書

2006 年 12 月にアメリカ国立技術標準局(NIST = National Institute of Standards and Technology)は同局内に設置している技術ガイドライン開発委員会(TGDC = Technical Guideline Development Committee)を開催し、その席上、同局のスタッフから議論のたたき台として VVPAT の義務づけを勧告するレポートの草稿²⁷が提出された。このレポートはあくまでも草稿であって NIST や TGDC の意見を代表するものではないという声明が出されたが²⁸、TGDC は連邦選挙支援委員会の技術顧問機関として位置づけられているので、TGDC が正式に VVPAT の採用を連邦選挙支援委員会に勧告することになれば、HAVA の改正にも大きな影響を与えることになる。

レポート草稿において、TGDC はアクセス性、合理的なコスト、選挙人および選挙管理関係者のユーザビリティ、不正及び障害の防止という 4 要素を考慮した上で、電子投票システムをソフトウェア独立型(Software-Independent Voting Systems)とソフトウェア依存型(Software-Dependent Voting Systems)に 2 分類する。

前者は、電子投票のすべてのプロセスで用いられるソフトウェアの変更や障害が発見されなかったとしてもそれによって選挙結果に影響が出ないシステムのことをさす。後者は、選挙結果の正確性や公正がソフトウェアに依存しているシステムのことをさす。レポート草稿は、電子投票システムは前者をめざすべきであり、検知せざるソフトウェア改変があったとしてもそれによって選挙結果に影響が出ないようにするべきであるとした。

レポート草稿は、電子投票に関して多様な観点から現状の整理と検討を行った上で、次のように勧告すべきであるとしている。

- ソフトウェア独立型のシステムを 2007 年度版投票システム技術水準に盛り込むべきであること。
- ソフトウェア独立型電子投票システムにおいて紙のユーザビリティおよびアクセス性に着目し、技術向上を図ること。
- ソフトウェアの独立性（ソフトウェア改変が選挙結果に影響を与えない）を高めるためのさらに高いレベルの要件を 2007 年度版投票システム技術水準に盛り込むべきであること。
- ソフトウェアの独立性を高める技術開発を促進すること。

このように、レポート草稿では紙の有用性を強調しているため、NIST が VVPAT の導入を勧告したと報道された²⁹。

5 アメリカの電子投票法—州法

4-1 カリフォルニア州

カリフォルニア州は、全米最多の人口を抱える州であり、有権者の数も多いため、1990 年代から一部の自治体が DRE 方式電子投票機を採用した。2002 年に連邦法である HAVA が制定されるが、カリフォルニア州も州民投票(Proposition 41)によって投票現代化予算法(Voting Modernization Bond Act)と称する州法を 2002 年 3 月に制定し³⁰、総額 20 億ドルを支出することになった。このため、カリフォルニア州内では DRE 方式電子投票機の導入が加速されることになったが、DRE 方式電子投票機に対する懸念の声も聞かれるようになった。

DRE 方式に対する懸念は、DRE が「ブラック・ボックス」であるということに集約される。すなわち、DRE 方式は、機械式または電子ディスプレイによって表示される投票用紙状の装置（実際は、最近の電子投票機のほとんどがタッチスクリーン式の電子ディスプレイを採用している）を有権者が操作して行った投票の選

²⁶ <http://www.thomas.gov/cgi-bin/bdquery/z?d109:HR00550>

²⁷ REQUIRING SOFTWARE INDEPENDENCE IN VVSG 2007: STS RECOMMENDATIONS FOR TGDC (2006).

²⁸ http://www.nist.gov/public_affairs/factsheet/draftvotingreport.htm

²⁹ <http://www.computerworld.jp/topics/usm/53710.html>

³⁰ 同法の詳細については次のサイトを参照。 <http://www.ss.ca.gov/elections/vma/home.html> (last visited 6 Jan. 2005).

択の表示を、内部のメモリに直接記録し、その記録を内部で集計する機能をもつ電子投票機のことであり、個別の有権者が行った投票の選択は確認できず、あくまでも集計データしか保存されないから、集計過程が不透明であるというのである。また、専門家からは DRE 方式電子投票機のリスクを指摘した上で、そのリスクを回避するための具体的な方法も提案されるようになった³¹。

そこで、州はケビン・シェリー州務長官の下に DRE 方式電子投票機に関するアドホックのタスク・フォース (Secretary of State's Ad Hoc Touch Screen Task Force) を設置し、紙による投票確認票 (paper trail, paper audit trail)、投票の電子的記録のバックアップ、電子投票のセキュリティについて集中的に議論することになった (カリフォルニア州では、AVVPAT = Accessible Voter Verified Paper Audit Trail という語を用いている)³²。タスク・フォースは 2003 年 7 月に報告書を公開し、州に対して電子投票システムを改善するように勧告した。タスク・フォースの勧告は、セキュリティ、投票記録の印刷、有権者による確認、紙以外の手段による有権者による確認という各項目にわかれているが、投票記録の印刷、有権者による確認、紙以外の手段による有権者による確認については、次のように勧告している。

投票記録の印刷については、HAVA により紙による印刷記録を残すことが要求されているが、それでは不十分であるとする。その理由は、HAVA は集計データの記録を残すように要求しているにすぎないためであり、たとえば X という有権者が Y という候補者に投票したことを記録した紙を残すことまで要求されておらず、Y は合計で何票を得たのかを記録することが求められているにすぎない。このためタスク・フォースは、各投票所は、全有権者の投票が終わって投票所を閉めた直後に、個別の有権者の投票を印刷すべきであるとした。

次に、有権者自身による確認については、タスク・フォースは VVPAT の発行が現時点での連邦法およびカリフォルニア州の法令によって法的に要求されているかどうかは議論の余地があるとした。すなわち有権者には VVPAT 等の手段により確認する法的権利があるかどうかの判断は避けた。しかし、にもかかわらず VVPAT の導入に向けて検討を行っていくように勧告した。

紙以外の手段による有権者による確認については、完全に電子的な認証であって有権者の投票の秘密と投票のセキュリティとを同時に満たす方法はないかどうかを検討したが、結論としては導入が見送られ、ひとまず紙による確認票の導入を勧告していくことになった。そして、紙以外の手段による有権者による確認手段 (たとえば有権者が投票方向を録音装置に吹き込んで音声で確認できるようにする等) をもつ電子投票システムの導入は、引き続き検討対象とすべきであると勧告するにとどまった。

ところで、カリフォルニア州においてこのように VVPAT の導入に関する議論が進んだ背景には、いわゆるディーボールド事件の影響がある。

2003 年 1 月、電子投票システムの手ベンダーであるディーボールド社 (Diebold Election Systems, Inc.)³³の電子投票システムである Accuvote-TS voting terminal のソースコードが、誰でもダウンロード可能な状態で同社の FTP サイトに平文でアップロードされていたことが発覚した。さらに、FTP サイトからダウンロードされたソースコードが次々に各種のサイトに転載されるという事態となった³⁴。ジョーンズ・ホプキンス大学のコンピュータ科学者らは、入手したソースコードを検証した結果をインターネット上で公開し、ディーボールド社の電子投票システムには広範囲にわたり重大な脆弱性があることを発見したと報告した³⁵。当時カリフォルニア州では、4 社の DRE 方式電子投票機が採用されていたが、そのうちの 1 社がディーボールド社であり、カリフォルニア州で採用された同社のシステムは、ソースコードが流出した AccuVote-TS と、AccuVote-TSx という 2 種類であったので、波紋が広がった。

タスク・フォースの勧告を受け、シェリー州務長官は 2003 年 11 月に声明を発表し、今後カリフォルニア州では VVPAT システムの導入を DRE 方式電子投票機の使用にあたって義務づける方針であるとした。2004 年 7 月にシェリー州務長官はカリフォルニア州選挙法に基づく権限³⁶を行使して「DRE 方式電子投票機における VVPAT に関する基準」³⁷を定め、VVPAT の装備を義務づけ、VVPAT をもたない DRE 方式電子投票機の使用を禁

³¹ Rebecar Merguri, *A Better Ballot Box?*, Oct. 2002 IEEE SPECTRUM 46 (2002).

³² SECRETARY OF STATE'S AD HOC TOUCH SCREEN TASK FORCE, REPORT, 4-5 (2003).

³³ <http://www6.diebold.com/dieboldes/> (last visited 6 Jan. 2005).

³⁴ ディーボールド FTP 事件の詳細については、次のサイトを参照。
<http://www.cs.uiowa.edu/~jones/voting/dieboldftp.html> (last visited 6 Jan 2005).

³⁵ Tadayoshi Kohno, Adam Stubblefield, and Aviel Rubin, *Analysis of an Electronic Voting System*, available at <http://avirubin.com/vote/analysis/index.html>.

³⁶ CAL. ELEC. CODE, § 19100, 19205 (1985).

³⁷ STATE OF CALIFORNIA STANDARDS FOR ACCESSIBLE VOTER VERIFIED PAPER AUDIT TRAIL SYSTEMS IN DIRECT RECORDING ELECTRONIC (DRE) VOTING SYSTEMS (2004).

止するに至った。

カリフォルニア州議会においては、ロス・ジョンソン上院議員（共和党）とドン・パレータ上院議員（民主党）がタスク・フォースの勧告内容にそって共同で作成したカリフォルニア州選挙法の改正法案（Senate Bill 1438）が2004年2月に上院に提出され、8月27日に可決された³⁸。9月28日にシュワルツネッガー州知事が署名し、発効することになった。改正法における規定は次の通りである。

カリフォルニア州選挙法 19250 条

(a)2006年1月1日以降、州務長官は、連邦の認証を受けかつ有権者が確認可能な紙製監査証跡（Accessible Voter Verified Paper Audit Trail）を包含していない限り直接記録方式電子投票システムを認可してはならない。

(b)2006年1月1日以降、市および郡は、直接記録方式電子投票システムが連邦の認証を受けかつ有権者が確認可能な紙製監査証跡を包含していない限り、購入または契約を行ってはならない。

(c)2006年1月1日以降に使用されるすべての直接記録方式電子投票システムは、購入または契約された日にかかわらず、連邦の認証を受けかつ有権者が確認可能な紙製監査証跡を包含していなければならない。直接記録方式電子投票システムが紙製監査証跡をもたない場合、当該システムは紙製監査証跡を包含するシステムに交換または改造しなければならない。

4-2 各州における現状

2004年にカリフォルニア州において VVPAT をもたない電子投票機の使用が禁止された後、各州で同様に VVPAT の装備を州法で義務づける動きが広がってきている。

本報告書時点において、電子投票システムへの導入状況および VVPAT の装備義務づけに関する各州の状況は次の通りである（電子投票システムへの導入状況は2006年9月現在）。

州	投票・集計方式	VVPAT 義務づけ状況
アラバマ	光学スキャン、タッチスクリーン型マークシート機	
アラスカ ³⁹	光学スキャン、投票用紙（手集計）、VVPAT 付き DRE	州法制定（2004年7月）
アリゾナ ⁴⁰	光学スキャン、VVPAT 付き DRE、タッチスクリーン型マークシート機	州法制定（2006年6月）
アーカンソー ⁴¹	光学スキャン、VVPAT 付き DRE	州法制定（2005年3月）
カリフォルニア ⁴²	光学スキャン、VVPAT 付き DRE、タッチスクリーン型マークシート機	州法制定（2004年9月）
コロラド ⁴³	光学スキャン、投票用紙（手集計）、VVPAT 付き DRE	州法制定（2005年5月）
コネチカット ⁴⁴	光学スキャン、電話投票システム（Vote by phone）	州法制定（2005年7月）
デラウェア	全州で DRE	郡により義務づけている場合あり
ジョージア	全州で DRE	
ハワイ ⁴⁵	光学スキャン、VVPAT 付き DRE	州法制定（2005年7月）
フロリダ	光学スキャン、DRE	
アイダホ ⁴⁶	光学スキャン、パンチカード、投票用紙	州法制定（2005年4月）

³⁸ 法案の審議過程については次のサイトを参照。

http://www.leginfo.ca.gov/pub/03-04/bill/sen/sb_1401-1450/sb_1438_bill_20040927_history.html

³⁹ AK CODE §§15.15.030, 15.15.032, 15.20.064, and 15.60.010.

⁴⁰ ARS §§16-411, 16-445, 16-446, 16-535, 16-602, 16-663 Chapter 44 §8 SL 2006.

⁴¹ AR CODE §§7-5-504, 7-5-532.

⁴² CAL. ELECTION CODE §§ 19250, 19251, 19252.

⁴³ CO REVISED STATUTES §§1-1-104, 1-5-801, 1-5-802, 1-7-514, 1-10.5-102, 1-10.5-103.

⁴⁴ PUBLIC ACT 05-188.

⁴⁵ HRS §16-42; Act 200 SL 2005.

⁴⁶ IDAHO CODE §34-2409, CHAPTER 282 SL 2005.

	(手集計)、VVPAT 付き DRE、タッチスクリーン型マークシート機	
イリノイ ⁴⁷	光学スキャン、VVPAT 付き DRE、タッチスクリーン型マークシート機	州法制定 (2003 年 8 月)
インディアナ	光学スキャン、DRE、タッチスクリーン型マークシート機	
アイオワ	光学スキャン、DRE、タッチスクリーン型マークシート機	
カンザス	光学スキャン、投票用紙 (手集計)、DRE、タッチスクリーン型マークシート機	
ケンタッキー	光学スキャン、DRE	
ルイジアナ	全州で DRE	
メイン ⁴⁸	光学スキャン、投票用紙 (手集計)、電話投票システム (Vote by phone)	州法制定 (2005 年 6 月)
メリーランド	全州で DRE	
マサチューセッツ	光学スキャン	
ミシガン	光学スキャン、タッチスクリーン型マークシート機	
ミネソタ ⁴⁹	光学スキャン、VVPAT 付き DRE、タッチスクリーン型マークシート機	州法制定 (2005 年 6 月)
ミシシッピ	光学スキャン、VVPAT 付き DRE	
ミズーリ	光学スキャン、VVPAT 付き DRE、タッチスクリーン型マークシート機	
モンタナ ⁵⁰	光学スキャン、投票用紙 (手集計)、VVPAT 付き DRE、タッチスクリーン型マークシート機	州法制定 (2005 年 4 月)
ネブラスカ	光学スキャン、タッチスクリーン型マークシート機	
ネヴァダ	光学スキャン、タッチスクリーン型マークシート機	
ニューハンプシャー	光学スキャン、投票用紙 (手集計)、電話投票システム	
ニュージャージー	DRE (VVPAT 付きにする予定)	
ニューメキシコ	光学スキャン、タッチスクリーン型マークシート機	
ノースカロライナ ⁵¹	光学スキャン、タッチスクリーン型マークシート機、VVPAT 付き DRE	州法制定 (2005 年 8 月)
ノースダコタ	光学スキャン、タッチスクリーン型マークシート機	
オハイオ ⁵²	光学スキャン、タッチスクリーン型マークシート機、VVPAT 付き DRE	州法制定 2004 年 5 月
オクラホマ	光学スキャン、電話投票システム	
オレゴン ⁵³	郵便投票、電話投票システム	州法制定 2005 年 8 月
ペンシルヴァニア	DRE、光学スキャン、タッチスクリーン型マークシート機	義務づけている郡あり
ロードアイランド	光学スキャン、タッチスクリーン型マークシート機	
サウスカロライナ	全州で DRE	
サウスダコタ	DRE	

⁴⁷ 10 Ill. COMP. STAT. 5/24A-16.

⁴⁸ 21-A MRSA §607, SUB-§6, 21-A MRSA §737-B.

⁴⁹ CH. 162 SESSION LAW 2005.

⁵⁰ §13-17-103 MCA.

⁵¹ GENERAL STATUTES §§163-165.7, 163-166.7(c), 163-182.1(b), 163-182.2, 163-182.7A.

⁵² OH. REV. CODE ANN. SECTION 3506.10 (P).

⁵³ ORS §§246.012, 246.550, 246.560, 254.005, 254.485, and 258.211.

デネシー デキサス	光学スキャン、DRE	義務づけている郡あり
	DRE（一部 VVPAT つき）、光学スキャン、 タッチスクリーン型マークシート機	
ユタ	VVPAT つき DRE	
ヴァーモント	光学スキャン、投票用紙（手集計）、電 話投票システム	
ヴァージニア	DRE、光学スキャン、タッチスクリーン 型マークシート機	
ワシントン ⁵⁴	光学スキャン、VVPAT つき DRE、タッチ スクリーン型マークシート機	州法制定（2005 年 5 月）
55 ウェストヴァージニア	VVPAT つき DRE、投票用紙（手集計）、タ ッチスクリーン型マークシート機、光学ス キャン	州法制定（2005 年 5 月）
56 ウィスコンシン	光学スキャン、投票用紙（手集計）、VVPAT つき DRE、タッチスクリーン型マークシ ート機	州法制定（2006 年 1 月）
ワイオミング	光学スキャン、DRE、タッチスクリーン 型マークシート機	

このほか、ミシガン、ミズーリおよびネヴァダ州では、州法にはよらずに VVPAT をもたない DRE 電子投票機を採用しないことを決定した。

ミシガン州は、全州で投票用紙を光学スキャンして電磁的記録に変換する方式を採用することになった⁵⁷。ミズーリ州では VVPAT をもたない DRE 電子投票機は認可しないと州務長官が声明し⁵⁸、ネヴァダ州も同様の措置をとった⁵⁹。

6 日本法への示唆

日本の電子投票法制度と比較した場合、韓国およびアメリカの電子投票法制度はどのような特色を有するであろうか。

韓国との比較について、韓国中央選挙管理委員会の付属研修機関である選挙研修院の高選圭教授は、韓国の電子投票の特色として、次の 5 点を挙げている⁶⁰。

第 1 に、日本とは違って 2008 年国会議員選挙に電子投票が全面的に導入されること。日本ではまず地方選挙に導入し、しかも電子投票を採用するかどうかは自治体の選択に委ねたが、韓国は逆に国政選挙から導入するという戦略をとった。第 2 に、居住する選挙区の投票所以外に全国どこからでも選挙ができるシステム（いわゆる第 2 段階の電子投票）を一気に採用したこと。第 3 に、開票作業の情報化による電子開票システムを導入したこと。第 4 に、2008 年国政選挙の際、海外不在者投票にはインターネット投票システムが導入されること。第 5 に、公職の選挙だけではなく、住民投票、民間から委託される選挙（例えば教育委員会選挙、政党予備選挙⁶¹、農協組合長選挙等）と民間選挙を支援するシステムを同時に構築すること。

筆者は、これらに加えて 2 つの特色を挙げることができるのではないかと考える。

第 1 は、韓国ではすでに住民登録制度による国民総背番号制が定着しており⁶²、住民登録カードに指紋も

⁵⁴ CHAPTER 242, 2005 SESSION LAW.

⁵⁵ CHAPTER 103, ACTS 2005.

⁵⁶ 2005 WISCONSIN ACT 92.

⁵⁷ TERRI LYNN LAND, A UNIFORM VOTING SYSTEM FOR MICHIGAN (2003).

⁵⁸ <http://www.sos.mo.gov/news.asp?id=330>

⁵⁹ <http://sos.state.nv.us/press/121003.htm>

⁶⁰ 高選圭「韓国の電子投票と選挙管理プロセスの再設計——なぜ国政選挙で電子投票を導入するのか」。
<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/govtech/20050905/220571/?ST=govtech>

⁶¹ 党内選挙における電子投票の利用については、中村虎彰「韓国における大統領候補党内選挙—民主党とハンナラ党—」世界と議会 459 号（2002 年）3-4 頁参照。

⁶² 韓国の住民登録制度については、「韓国の住民登録制度について」Clair Report 132 号（1997 年）を参照。

登録されていることから、電子本人認証の基盤として活用されているという背景があることである。

もともと韓国の住民登録制度は 1962 年の住民登録法により導入され、当初は希望者のみ登録を行っていた。しかし、1968 年の改正で住民ひとりひとりに個人番号が付与され、18 歳以上の者に住民登録証の発給を行うようになった。1975 年に住民登録番号の一斉更新を行って 13 ケタとし、住民登録証の発給対象者を 18 歳から 17 歳に引き下げて、発給を受ける義務が規定された。その背景には、1968 年の武装ゲリラの侵入事件が象徴する南北朝鮮の対立という政治情勢があるといわれる。

この住民登録制度による住民登録番号は、本人認証のために広く使われており、「電子民願」（国民が、電子的手段によって政府・自治体等の政府機関に対して申請・申告を行うこと、苦情や要望、意見などを表明すること、相談への対応を求めること等の総称）の際にも住民登録番号の入力によって本人確認が行われることが多い⁶³。サーチエンジン「Google」のキャッシュに約 90 万人分の住民登録番号が残されている等⁶⁴、問題点も生じているが、電子的な本人認証基盤・手段が個人にはほとんど普及していない日本とは、かなり環境が異なっているといえよう。

第 2 は、中央選挙管理委員会の強力なリーダーシップによる推進である。

韓国の中央選挙管理委員会は、憲法に規定された独立行政委員会であり、選挙の施行および管理、政党および政治資金関係などを掌る組織である。中央選挙管理委員会の権限はきわめて強力であり、選挙に関する規則の制定、選挙犯罪の捜査、政党及び候補者の選挙運動資金支出状況の調査と承認、選挙法違反行為の捜査、選挙法違反施設・違反物・違反行為等に対する撤去や中止命令、郵便局長への選挙法違反文書図画の配達中止指令など、権限の範囲も相当に広い。

電子投票を推進するため、2005 年には公職選挙法 278 条の規定をうけて中央選挙管理委員会に電子投票推進審議会(E-voting Promotion Council)が設置された。審議会は 15 名以下の委員により構成されるが、政府関係者、学識経験者等に加えて、国会において議席を有する政党からも各 1 名の委員を推薦することになっている(任期 2 年)。このため、電子投票の推進に係る事項は、電子投票推進審議会で各政党が推薦した委員も加わって議論を行うことから、事実上政党間の合意を形成することができるので、円滑に実施することが可能となっているという。2006 年 1 月には中央選挙管理委員会の事務総局において組織改正が行われ、電子投票システム開発等を総括する部署として、電子投票推進団(Electronic Election Promotion Bureau)が設置され、初代団長に金容熙氏が就任した⁶⁵。電子投票推進団には、電子投票企画部門、技術開発部門、情報マネジメント部門が属し、事務スタッフの他にコンピュータ・プログラムの専門家や技術者がスタッフとして勤務し、電子投票システムの独自開発に当たっている。

次に、アメリカにおける電子投票法制度との相違点について検討してみる。

わが国においては、ディーボールド社製電子投票システムのソースコード流出事件の直後、故・小松弘弁護士が「電子投票の信頼性」と題する論文を 2004 年 5 月に Web 上で公表し、物理的監査証跡導入の必要性をいち早く指摘している⁶⁶。

しかし、わが国では一般に VVPAT への評価は低く、可児市事件等の電子投票の障害を踏まえて 2006 年 4 月に公表された総務省「電子投票システム調査検討会」の報告書においても、VVPAT の導入についての記述はみられない。報告書においては、「一つの方策としては、投票が中断するおそれが生じたような場合には、投票管理者の判断により、緊急避難的に自書式投票への切替えを可能にすることが挙げられる。現行法上認められていないのは、その理由として、自書式の投票用紙と電子投票機の両方を準備するとした場合、選挙経費が著しく増嵩するということが挙げられている。地方公共団体にとっては、万一の事態にも対応できることから安心して電子投票を導入できるというメリットがあるため、経費の増嵩を抑制しつつ、これを認めていくような方策について、今後検討していく必要がある。」⁶⁷として、VVPAT ではなくむしろ自書式の投票用紙の併用を認める可能性を示している。

しかし、アメリカにおける現状を踏まえると、わが国においても DRE 方式電子投票機の特質について十分

⁶³ 電子民願制度については、「韓国電子自治体と IT 施策 2003」Clair Report 243 号(2003 年)を参照。

⁶⁴ <http://journal.mycom.co.jp/news/2006/08/01/380.html>

⁶⁵ 金容熙氏は 1957 年生まれで、中央選挙管理委員会指導課長、選挙管理官などをへて、初代の団長に就任した。

⁶⁶ 小松弘弁護士が物故されたため、現時点では当該 Web ページは公開されていない。公開当時の URL は <http://icrouton.as.wakwak.ne.jp/pub/evoting/ev2.html> であった。

⁶⁷ 電子投票システム調査検討会『電子投票システムの信頼性向上に向けた方策の基本的方向』(2006 年) 25 頁。

に認識し、VVPAT に対する批判も踏まえた上で VVPAT 導入について検討すべきであり、少なくとも導入した場合の得失について議論の俎上に上げるべき時期にきていると思われる。

【参考文献】

本文注に引用の各文献。

〈発 表 資 料〉

題 名	掲載誌・学会名等	発表年月
選挙人名簿の縦覧・閲覧手続における個人情報保護をめぐって	九州国際大学法学論集 12 巻 2・3 号	2006 年 3 月
韓国の電子投票	社会文化研究所紀要 59 号	2006 年 11 月
公職選挙法の改正について	九州国際大学法学論集 13 巻 2 号	2006 年 12 月
アメリカの電子投票における VVPAT の現状と課題	情報ネットワーク・ローレビュー 第 6 巻	2007 年 5 月